

令和 2 年第 1 回

秋川流域斎場組合議会臨時会会議録

秋川流域斎場組合議会

令和2年第1回

秋川流域斎場組合議会臨時会会議録

令和2年3月30日(月)、令和2年第1回秋川流域斎場組合議会臨時会は、ひので斎場会議室に招集された。

1. 出席議員(12名)

1番	辻 よし子	8番	折田 眞知子
2番	中村 一広	9番	濱中 直樹
3番	たばた あずみ	10番	清水 満男
5番	村野 栄一	11番	峰岸 茂
6番	中嶋 博幸	12番	伊藤 英人
7番	加藤 光徳	13番	澤本 幹男

2. 欠席議員(0名)

3. 会議録署名議員

3番	たばた あずみ	5番	村野 栄一
----	---------	----	-------

4. 出席説明員

管理者	橋本 聖二	担当課長	坂井 岳
副管理者	村木 秀幸	担当課長	内倉 厚
副管理者	坂本 義次	担当課長	久保嶋 光浩
副管理者	河村 文夫	担当課長	坂村 孝成

5. 事務局職員

事務局長	鈴木 忠彦	係長	峯尾 元久
主任	青木 哲次	主任	伊藤 勝己

令和2年第1回

秋川流域斎場組合議会臨時会会議録

日 時 令和2年3月30日(月) 午前10時00分開議

場 所 ひので斎場 会議室

日 程	番 号	件 名
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	議案第7号	秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第8号	令和2年度秋川流域斎場組合会計予算について

議事案件

議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議案第 7 号 秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する
条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 8 号 令和 2 年度秋川流域斎場組合会計予算について |

午前 9 時 5 0 分 開会

○議長（加藤光徳議員） では、ただいまより会議を開きます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまより、令和 2 年第 1 回秋川流域斎場組合議会臨時会を開催いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 109 条の規程により、議長において

3 番 たばた あずみ議員

5 番 村 野 栄 一議員、

を今会期中、指名いたします。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程 2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日 1 日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程 3 「諸般の報告」をいたします。

管理者、橋本聖二町長。

○管理者（橋本聖二町長） ただいま、議長のご指名をいただきましたので、ご挨拶かたがた、諸般の報告をさせていただきます。

本日は、令和 2 年第 1 回秋川流域斎場組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様

様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜わり、開会できますことを心から御礼を申し上げます。

先に開催をさせていただきました本年第1回の定例会におきましては、予算審議の中で説明資料に不備があり、今回、臨時会を開催させていただくことになり、議員の皆様方には大変ご迷惑をおかけしましたことを、改めてお詫びを申し上げる次第でございます。

それでは、諸般の報告を申し上げたいと存じます。

まず、本年度の施設利用状況でございますが、2月末現在の火葬の件数では、前年度同時期と比較して23件の増となっておりますが、3月期が前年度と比較し減となることが見込まれることから、前年度の使用件数1,440件に対し、本年度は1,450件程度となることが見込まれるものでございます。

また、式場の利用件数におきましても、2月末現在では、前年度同時期と比較して5件の増となっておりますが、こちらも3月期が前年度と比較し減となることが見込まれることから、前年度の使用件数466件に対し、本年度は460件程度となることが見込まれるものでございます。

次に、本年度実施した主な事業の一つでございました火葬棟2階の待合室の様式変更でございますが、去る2月19日に椅子・テーブル全てが納品され、翌2月20日から、火葬に訪れたご遺族にご利用いただいているものであります。ご利用されたご遺族からも好評を得ているところでございます。

今後も斎場組合の運営にあたりましては、皆様に安心してご利用いただくことを第一に、誠意をもって努めてまいる所存でございます。

以上、簡単でございますが、ご挨拶かたがた、諸般の報告とさせていただきます。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第4 議案第7号「秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二町長。

○管理者（橋本聖二町長） 議案第7号 秋川流域斎場組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、地方公務員法の均衡の原則を踏まえた一般職の職員の給与に関する法律の一部改正及び近年における大規模災害、危機管理への対応等が今後も予想されますことから、本条例を改正するものでございます。

主な改正内容でございますが、週休日又は休日に勤務した管理職員に対しての管理職員8,000円特別勤務手当を、10,000円を超えない範囲内において支給することとし、週休日又は休日以外の午前0時から午前5時までの間にやむを得ず勤務した管理職員に対しての管理

職員特別勤務手当を、5,000円を超えない範囲内において支給するものでございます。

本件につきましては、斎場組合職員の給与制度等に係るもので、日の出町に準拠する必要がございますので、条例を改正するものでございます。

なお、日の出町における当該条例の改正につきましては、本年第1回の議会定例会におきまして上程をし、可決されていることを申し添えます。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由のご説明とさせていただきます。

○議長（加藤光徳議員） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

※

○議長（加藤光徳議員） 日程第5 議案第8号「令和2年度秋川流域斎場組合会計予算について」を議題といたします。

これより提案者の説明を求めます。管理者、橋本聖二町長。

○管理者（橋本聖二町長） 議案第8号 令和2年度秋川流域斎場組合会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案につきましては、令和2年度秋川流域斎場組合会計予算、歳入歳出予算の総額を2億2160万4千円とさせていただくものでございます。前年度と比較いたしますと、48万4千円の減額で、率にして0.2%の減となっております。

主な内容につきまして、ご説明を申し上げます。

歳入につきましては、定例会において可決をいただきました組織市町村負担金を前年度と同額の1億6000万円としております。

斎場使用料につきましては、火葬場使用料を50万円増額し、1750万円とし、式場使用料は、100万円減額し、4200万円といたしました。

繰越金につきましては、前年度と同額としております。

次に、歳出につきまして、ご説明申し上げます。

議会費につきましては、前年度と同額の 80 万 8 千円といたしました。

総務費につきましては、6280 万 3 千円で、前年度に対し 572 万 2 千円の増額とさせていただきます。

総務費の主な増額の内容でございますが、借入金の償還が本年度末に 1 件終了し減額となることから、建物設備整備基金積立金に 590 万円を増額し 1590 万円としたものでございます。

衛生費につきましては、1 億 2736 万 8 千円で、前年度に対し 1043 万 7 千円の増額となっております。

主な内容でございますが、まず、需用費につきましては、消耗品費や燃料費、光熱水費、修繕費などでございますが、前年度と同額といたしました。

委託料につきましては、例年同様の法定点検や継続的な業務経費となっておりますが、前年度に実施した長期修繕計画作成委託が皆無となったことなどから、委託料全体では 87 万 3 千円の減額となっております。

使用料及び賃借料は、前年度と同様の除雪機、A E D、防犯カメラのリース料となっております。

工事請負費につきましては、3020 万 1 千円で、前年度に対し 1157 万 9 千円の増額となっております。

予定する主な工事でございますが、経年劣化により火葬棟の冷暖房効率の低下が見られることから、令和 4 年度以降に更新を予定しておりました火葬棟吸収冷温水発生器の更新工事、1463 万円をはじめ、火葬棟待合室の冷暖房機器に係るカセット型ファンコイルの更新工事 510 万 7 千円を前倒して更新を予定するなど、前年度と同様に設備の改修工事費を中心に計上させていただきました。

公債費につきましては、平成 30 年度で 1 件、令和元年度にも 1 件の借入金の償還が終了することから、償還額が元金、利子の合計で 2962 万 5 千円となり、前年度に対し 1664 万 3 千円の減額となったものでございます。

予備費につきましては、前年度と同額の 100 万円とさせていただいております。

以上でございますので、よろしくご審議の上、ご承認をお願いして提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（加藤光徳議員） これより質疑に入ります。1 番、辻よし子議員。

○1 番（辻よし子議員） 説明欄の間違いがあつたことの説明というのは、これからされるのでしょうか。要するに、予算書の款、項、目、それが変わってないので前回と全く同じ説明を今、管理者のほうからされました。それで終わってしまうと、何のための臨時会かわからないわけですね。説明欄の間違いについての説明をしっかりとってください。

○議長（加藤光徳議員） 事務局長。

○事務局長（鈴木忠彦局長） 説明欄の間違いということでございますが、システム上の不備で、私どものチェックの確認の不足により数値が誤って掲載されてしまったという説明しかないんですが、それでは足りないということでしょうか。

○議長（加藤光徳議員） 辻よし子議員。

○1番（辻よし子議員） 議会で行われていることは会議録に載って、それが市民の目にふれるわけです。前回の会議録を見た市民が、臨時会議で、じゃあ一体正しい数字は何だったのか、何でミスが起きたのかというのがわからないと困るわけです。

予算書を見たらわかると言われても、予算書の説明欄はホームページに載っていません。ですので、この場で先ほどの全員協議会と同じ繰り返しになりますけれども、もう少し簡潔でも結構ですけれども、正しい数字がどういうことなのかということをもまずご説明ください。

○議長（加藤光徳議員） 鈴木局長。

○事務局（鈴木忠彦局長） 申し訳ございませんでした。

それでは、先ほど全員協議会の中で説明した部分、と重複いたしますが、もう一度説明をさせていただきます。

まず、予算書の中で訂正した部分でございますが、予算書の7ページ部分からになります。

(款)総務費、(項)総務管理費、(目)一般管理費の説明欄、1 一般管理費でございますが、110の監査委員報酬が5万9千円とあったものを3万円に訂正させていただいたことにより、一般管理経費の合計2355万円を2352万1千円に訂正させていただいたものでございます。

次に、予算書8ページの部分でございます。

同じく説明欄の39特別職管理経費でございますが、210特別職給料が71万6千円とあったものを36万円に訂正させていただいたことにより、同じく特別職管理経費の合計の71万6千円を36万円に訂正させていただいたものでございます。

同じく説明欄の40一般職人事管理経費でございますが、220の一般職給料が3707万7千円とあったものを1860万円に訂正させていただきましたことにより、一般職人事管理経費の合計の5739万9千円を3892万2千円に訂正させていただいたものでございます。

次に12ページになります。

まず、(1)総括、の中で本年度、給与費・職員手当等の数値でございますが、1379万3千円とあったものを1379万2千円に訂正させていただいたことにより、計の部分の3239万3千円を3239万2千円に訂正させていただきました。

また、本年度、共済費の数値の638万9千円とあったものを649万2千円に訂正させていただいたことにより、本年度合計の数値の3878万2千円とあったものを3888万4千円に訂正させていただいたものでございます。

これにより、下の比較の部分でございますが、職員手当等を30万5千円に、計の部分で27万3千円に、共済費の部分で10万3千円に、及び合計の部分で37万6千円に訂正させていただいたものでございます。

次に、(2)給料及び職員手当等の増減額の明細の中で、給料の増減額の部分に記載が漏れておりましたが、増減額を△3万2千円とし、増減事由及び説明につきましても、職員構成の変動による減とし、同じく△3万2千円としたものでございます。

同じく、職員手当等につきましては、増減額、増減事由、説明の欄の数字30万6千円とあったものを30万5千円に訂正させていただいたものでございます。

あと、(1)の総括の中の表の二段目です。

職員手当等の内訳でございます。本年度の部分で期末勤勉手当が859万6千円としていたものを859万5千円に訂正させていただいたものでございます。それにより合計の1379万3千円を1379万2千円に訂正させていただいたものでございます。

それにより一番下の比較でございます。期末勤勉手当7万2千円を7万1千円に、合計の欄で30万6千円を30万5千円に訂正をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（加藤光徳議員） 辻よし子議員。

○1番（辻よし子議員） ありがとうございます。二度とこういうことが起こらないようにしたいというご発言もありましたので、その辺はよくわかりました。

それで、二度とこういうことが起きないために、やはりミスの原因とそれから再発防止策、これが重要かと思えます。それで、ミスの原因のところ、わかる部分とわからない部分があるので質問いたします。

給与費明細のほうで、切り捨てるべきところを切り上げてしまった、これは非常によくわかりました。ただし、一般会計のほうの説明欄の間違いのところで、予算の見積もりは合っていたと。だけれども数字を流し込むときに間違いが起きたということなんですけれども、それで説明としてはシステムエラーということになっています。

質問としては、手入力していて、その入力の間違えたということなのか、もしそうじゃなくて自動的に流し込まれるんだとしたら、予算見積書から正規の予算書に流れ込むときに何か機械に不具合が起きたと、そういうことなのかどうか。その辺人為的ミスなのか、機械上の何かトラブルなのかということが1点目です。

それから、給与費明細のところ、切り捨てを切り上げたということのほかに、転記漏れと数値の誤りがあったと。この転記漏れと数値の誤り、これがどこの部分なのかということで、これ完全な人為的なミスですね、ということです。

そして最後に、チェック体制の甘さがあったということなんですけれども、これまでどうい

うチェックがされていて、今後はどういうチェック体制に変えるのか、その辺をもう少し具体的に、防止対策どういうふう改善されるのか、そこを教えてください。以上です。

○議長（加藤光徳議員） 鈴木局長。

○事務局（鈴木忠彦局長） 辻議員のご質問でございますけれども、まず予算見積書の段階で確認したものを予算書のほうに流し込む時のエラーということでございます。これはシステム上でございますけれども、予算見積書、一つ一つの金額を予算見積書には手で入力していきます。その中では各合計の何費はいくら、何費はいくら、合計でいくらというようなところで一度確認してございます。手で入力したものを予算見積書として全て確認してございます。

それを、議員おっしゃるとおり、流し込むときにシステム上、何らかのエラーで違う数字が入ってしまったと。これはシステムの操作誤りなのか、システムエラーであったのか調査をしておりますが、その後、職員のほうでリセットしてもう一度流し込んでみたところ正しい数値が入ってきましたので、システム会社のほうに問い合わせをしているんですが、そのままの状態を置いておいてから直せばよかったんですが、そのままりセットしてもう一度一からやり直したことにより正しい数字が流れ込みました。ということで、そのシステムのエラーの原因が職員のシステムの操作誤りであろうというところまでしか究明はできませんでした。

それに対するチェックの体制でございます。今まで担当職員と最後に事務局長である私がチェックをしておったわけですが、ここの、システム上で当初合っていたので、合っているであろうということでもちょっと甘いところが出てしまったことは前に説明したとおりでございます。今後、チェック体制、担当職員、係長、私と関わっていたものでございますが、ほかの職員にもチェックをさせるような、二重、三重のチェックの方法をとっていきたいと考えております。

とにかく最後のチェックは私でございますので、そのチェックの甘さが招いたことでございます。繰り返しになりますが、チェック体制をもう一度厳重にして、ここに直接関わらない職員にも見ていただき、また町の方の財政担当のほうにも少しチェックをいただくような体制をとれば、より少なくなるのではということで、厳重な体制をとっていきたいと考えております。

それと給料費明細の数値の誤りでございます。予算書の12ページになります。

（1）総括の部分、職員手当等の内訳、この部分の訂正については、切り捨てるべきところが切り上っていたということです。

（2）の給料及び職員手当等の増減額の明細でございます。給料の△3万2千円、これ（1）の給料の比較が入る部分でございますが、ここの記載が漏れていたということでございました。それと一番下の職員手当等についても、（1）の総括の職員手当等の比較30万5千円が30万6千円になっていた。連動しているもので、ここも千円未満のものの切り捨て、切り上

げの問題ということでございます。以上です。

○議長（加藤光徳議員） よろしいですか。

○1番（辻よし子議員） 発言3回までになっている。3回になっちゃったので終わりにします。

○議長（加藤光徳議員） ほかに質疑はないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。通告を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） 通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤光徳議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

※

○議長（加藤光徳議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第1回秋川流域斎場組合議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦勞さまでした。

午前10時20分 閉会

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

令和2年3月30日

秋川流域斎場組合議長

秋川流域斎場組合議員

秋川流域斎場組合議員